

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月11日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）
【会社名】	ネオス株式会社 （旧社名 プライムワークス株式会社）
【英訳名】	Neos Corporation （旧英訳名 Primeworks Corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）平成24年5月29日開催の第8回定時株主総会の決議により、平成24年6月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 累計期間	第8期
会計期間	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成24年 3月1日 至平成24年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成24年 2月29日
売上高(千円)	4,571,676	4,927,020	6,037,561
経常利益(千円)	423,464	324,294	534,283
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(千円)	151,950	23,443	207,723
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	175,521	23,604	230,057
純資産額(千円)	3,075,914	3,036,485	3,118,026
総資産額(千円)	3,872,555	3,649,336	3,974,753
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	1,979.09	301.99	2,698.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,477.82	-	2,423.62
自己資本比率(%)	77.2	82.1	76.8

回次	第8期 第3四半期連結 会計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成24年 9月1日 至平成24年 11月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	570.91	1,280.72

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第8期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成23年3月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用され、第8期第3四半期連結累計期間及び第8期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

5. 第9期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

当社は、連結経営強化のために平成24年4月23日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の100%子会社であるカタリスト・モバイル株式会社（東京都千代田区、資本金226,605千円、代表取締役社長 高橋豊志）を消滅会社として吸収合併することを決議し、同日付けで締結された合併契約に基づき平成24年6月1日付けで合併いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

契約の相手方 (契約日)	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (平成24年11月16日)	物品購入基本契約書 (端末機器類)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモの資材部へ当社が端末機器 類を納品する取引に関する基本 契約	平成24年11月16日から 平成25年3月31日まで (期間満了の1ヶ月前まで に書面による申出が無けれ ば1年ごと自動更新)

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（自平成24年3月1日至平成24年11月30日）における日本経済は、停滞気味の個人消費、世界経済の減速等に加え、構造的エネルギー問題、貿易収支の継続的赤字等、依然、低迷した状態が続いております。しかしながら、2012年11月の衆議院解散に伴う政権交代により、新政権のデフレ脱却政策への取り組み期待等から、大幅な円安シフトが起こっており、日経平均株価が上昇する等、先行きへの期待感が表れてきています。

携帯電話市場においては、スマートフォンが総出荷台数の7割を占めるに至り、加えて、iPad mini、Kindle、Windows 8 タブレット等、新しい情報通信端末の市場投入が相次いでいます。情報通信サービス市場は、これまでの「携帯電話」や「パソコン」という概念だけでは語れない新しい時代に突入したといえ、次の時代を担うサービスやコンテンツ、アプリケーションへの移行期、変革期の様相を呈しています。

当社は、このような新時代への過渡期を大きなチャンスと捉え、積極的に事業の拡大を図っています。ソリューション事業においては、携帯キャリアが市場変化に対応して、通信・通話サービス事業者という概念から、より幅広いサービスプロバイダーへの転進を図りつつある動きに積極的に対応し、携帯キャリア自身によるエンドユーザー向けの様々なサービスの開発を多方面からサポートしております。また、スマートフォン時代における新たなプロダクト&サービス事業の確立に向けて、コミック、キャラクター、ヘルスケアなど、従来、当社がフィーチャーフォンベースで提供してきたサービス基盤の再構成を行い、新しい形でそれらを提供することに注力すると共に、『DoodleDo』『LUX3D Music Player』『SMART アドレス帳』『Lock App System』『MatrixEngine』等、新しいサービスやアプリケーションの開発、展開を、積極的に繰り広げております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は4,927,020千円（前年同期比7.8%増）、営業利益303,916千円（前年同期比28.5%減）、経常利益324,294千円（前年同期比23.4%減）となりました。売上高は前述の事業拡大努力により、順調に増加しており、これに伴って売上総利益も、前年同期に比べ、7.0%の増益となっておりますが、スマートフォン時代に対応した企画営業体制や新規事業開発体制の強化により販売費及び一般管理費が増加し、営業利益及び経常利益は減益となっております。また、四半期純損失は当第1四半期連結会計期間に計上した特別損失等の影響により23,443千円となっております。

以下、事業別の動向について述べます。

<ソリューション事業>

当第3四半期連結累計期間におけるソリューション事業の売上高は2,893,595千円（前年同期比1.0%減）となりました。

スマートフォン端末が常態化する中、NTTドコモがポータルサービス「dマーケット」の拡充を積極的に図ったり、KDDIが定額スマートフォン向けサービス「auスマートパス」をiPhone向けにも拡張するなど、携帯キャリア自身が、独自のエンドユーザー向けサービスを活発に推進しており、当社はこういった動向にいち早く対応し、積極的にソリューション提案を推進しています。当期においても、2012年9月にサービスインしたNTTドコモの写真・動画ストレージサービス『フォトコレクション』の開発をサポートしました。『フォトコレクション』は、顔やシーンをサーバー上で識別し自動でグループ分けする機能などを備えたクラウドサービスです。当社は、本サービスにおいてクライアントアプリとサーバシステムの開発を支援し、スマートフォン用アプリには、スムーズな3D描写とリッチで分かりやすいUI（ユーザーインタフェース）を実現するミドルウェア『MatrixEngine』を提供しています。

法人向けソリューションでは、当社が得意とするヘルスケア、メディカル業界向けのシステム開発やサイト構築、WEBマーケティング等の案件に加え、一般法人のスマートフォンサイトの構築やアプリ開発に引き続き注力しています。

<プロダクト&サービス事業>

当第3四半期連結累計期間におけるプロダクト&サービス事業の売上高は2,033,424千円（前年同期比23.4%増）と、スマートフォン事業の拡大によりフィーチャーフォンの落ち込みを補い、全体として大幅な増収となりました。

電子コミック事業については、電子書籍ビューワー『BS Reader』の導入サービスが200を突破し、スマートフォン分野での電子書籍サービスが着実に浸透しつつあります。2012年11月からは、国際規格であるEPUB形式にも対応し、『ComicDC』を利用したEPUBフォーマットのコンテンツ配信、閲覧を実現しました。

キャラクターサービス事業については、きせかえコンテンツサービスに加えて、ファンサイトサービスの強化を図っており、『We love Suzy's Zoo』に続いて、アプリ・壁紙等を使い放題で提供する定額制サービス『LOVE 水森亜土』を2012年11月にリリースしました。

ミドルウェア、アプリケーション分野については、主力のアニメーションメールエンジンに加えて、スマートフォンで拓ける新しい市場に向けて積極的な展開を行っています。

らくがきチャットアプリ『DoodleDo』は、新しいタイプの手書きコミュニケーションツールです。テンプレート画像や自分で撮った写真を背景に、スタンプを利用したり、スワイプ・タッチ操作で絵や文字を描いて、リアルタイムで1 on 1のコミュニケーションが楽しめます。

フィーチャーフォンでの操作性や機能をそのままスマートフォンで実現したのが『SMART アドレス帳』です。フィーチャーフォンアドレス帳の「インポート機能」や「シークレット機能」、「誕生日通知機能」など、フィーチャーフォン

での操作性をそのまま体感することができます。

『おてがるメニュー』は、当社が独自開発した『Lock App System』を活用したランチャーアプリです。電源を入れるとすぐに利用頻度の高いメールやカメラ、インターネットなどの機能をワンタッチで呼び出すことができ、スマートフォンは難しいという方にも、簡単な操作性を実現しました。

これらのAndroidアプリの展開に加えてユーザーベースの拡がりに対応し、iPhoneへの取り組みも強化を図っています。当期においては、2012年10月より、ヘルスケアサービス『Karada Manager』のiPhone版「auスマートパス」対応サービスをリリースしました。アプリ配信においては、2012年10月より『LUX3D Music Player』のApp Storeでの展開を開始しています。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は12,694千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000
計	240,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年1月11日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	77,634	77,688	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)2
計	77,634	77,688	-	-

- (注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第17回新株予約権)

決議年月日	平成24年8月22日
新株予約権の数(個)	495
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	495(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成27年9月7日 至平成32年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,052 資本組入額(注)2
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。</p> <p>()平成24年9月7日から平成27年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>()平成27年9月7日から、平成28年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>()平成28年9月7日から、平成29年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>()平成29年9月7日から、平成32年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない、ただし、任期満了による退任、その他正当な理由(死亡した場合を除く。)に基づき当社または当社関係会社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合であると取締役会が認めた場合であって、地位を喪失した日から30日以内に当該終了時点で行使可能となっている新株予約権を行使するときはこの限りではない。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「ネオス株式会社第17回新株予約権割当契約書」に定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は 1 株とする。なお、新株予約権を割り当てる日 (以下、「割当日」という。) 後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (または株式併合) の比率}$$

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

- (注) 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (注) 3 . 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 4 . 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割 (それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転 (それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日 (吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ。) の直前において残存する新株予約権 (以下、「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 (注) 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 (注) 2 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を必要とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記 (注) 3 に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年9月1日～ 平成24年11月30日	-	77,634	-	949,248	-	939,248

(注) 平成24年12月1日から平成24年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が54株、資本金及び資本準備金がそれぞれ900千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,634	77,634	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	77,634	-	-
総株主の議決権	-	77,634	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長	取締役	高橋 豊志	平成24年6月1日
取締役執行役員プラットフォームソリューション事業部長兼 ニュープロパティ事業部長	取締役執行役員プラットフォームソリューション事業部長	山岸 辰雄	平成24年6月1日
取締役執行役員経理部長	取締役執行役員管理部長	黒尾 哲雄	平成24年6月1日
取締役執行役員総務部長	取締役	高橋 由紀子	平成24年6月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,222,669	1,218,989
受取手形及び売掛金	800,389	685,838
仕掛品	93,014	59,439
その他	227,314	389,855
流動資産合計	2,343,389	2,354,123
固定資産		
有形固定資産	179,416	176,126
無形固定資産		
のれん	126,625	146,703
ソフトウェア	661,804	476,225
その他	253,287	49,782
無形固定資産合計	1,041,717	672,711
投資その他の資産		
その他	410,230	449,886
貸倒引当金	-	3,512
投資その他の資産合計	410,230	446,374
固定資産合計	1,631,364	1,295,212
資産合計	3,974,753	3,649,336
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	220,826	215,186
未払法人税等	128,401	-
賞与引当金	200,623	122,497
ポイント引当金	9,975	7,010
その他	261,890	231,763
流動負債合計	821,718	576,458
固定負債		
資産除去債務	35,008	36,392
固定負債合計	35,008	36,392
負債合計	856,726	612,850
純資産の部		
株主資本		
資本金	949,048	949,248
資本剰余金	939,048	939,248
利益剰余金	1,168,399	1,110,026
株主資本合計	3,056,497	2,998,523
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,908	3,247
その他の包括利益累計額合計	1,908	3,247
新株予約権	35,150	38,892
少数株主持分	28,286	2,316
純資産合計	3,118,026	3,036,485
負債純資産合計	3,974,753	3,649,336

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年11月30日)
売上高	4,571,676	4,927,020
売上原価	3,184,886	3,443,206
売上総利益	1,386,790	1,483,813
販売費及び一般管理費	961,668	1,179,897
営業利益	425,121	303,916
営業外収益		
受取利息	857	108
為替差益	-	6,695
補助金収入	-	10,224
その他	477	4,284
営業外収益合計	1,335	21,312
営業外費用		
支払利息	440	70
株式交付費	413	-
売掛債権売却損	799	68
新株予約権発行費	-	782
為替差損	917	-
その他	420	13
営業外費用合計	2,991	934
経常利益	423,464	324,294
特別損失		
固定資産除却損	646	-
投資有価証券評価損	11,730	2,999
減損損失	-	347,727
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,021	-
持分変動損失	-	15,341
合併関連費用	-	15,145
特別損失合計	15,398	381,214
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	408,066	56,920
法人税、住民税及び事業税	196,898	60,691
法人税等調整額	24,025	95,346
法人税等合計	220,924	34,655
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失 ()	187,142	22,265
少数株主利益	35,191	1,178
四半期純利益又は四半期純損失 ()	151,950	23,443

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	187,142	22,265
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,620	1,338
その他の包括利益合計	11,620	1,338
四半期包括利益	175,521	23,604
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	140,329	24,782
少数株主に係る四半期包括利益	35,191	1,178

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年11月30日)

連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より、カタリスト・モバイル株式会社は当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

また、メディアキュート株式会社は当第3四半期連結会計期間において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年11月30日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成23年3月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、ストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年11月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
減価償却費	308,449千円	284,063千円
のれんの償却額	24,603千円	35,395千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月8日 取締役会	普通株式	34,368	450	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月9日 取締役会	普通株式	34,929	450	平成24年2月29日	平成24年5月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	1,979円9銭	301円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	151,950	23,443
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	151,950	23,443
普通株式の期中平均株式数(株)	76,778	77,629
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,477円82銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	36,106	
(うち少数株主利益(千円))	36,106	
普通株式増加数(株)	1,611	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年5月19日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の目的となる株式の数450株)	

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成23年3月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、ストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の金額に与える影響はありません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 1月11日

ネオス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネオス株式会社（旧会社名 プライムワークス株式会社）及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。